（フロン類回収業用）

|  |
| --- |
| 　申請者が法第５６条第１項第１号から第７号までに該当しない旨を記載した書類 一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令等で定める者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの 二　この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭　　　和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法　　　律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執　　　行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者　三　第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年　　　を経過しない者 四　フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者 五　第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過し　　　ない者 六　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人　　　が前各号のいずれかに該当する者 七　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるも　　　の |

 申請書に記載する下記の者は、上記第１号から第７号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

 　　年　　月　　日

 住　　　　　　所

 名称及び代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（１）申請者

（２）法定代理人

（３）役員（法人の場合は、役員（監査役を含む）及び役員に準じる支配力を有すると　　認められる者（株主、顧問、相談役等）を含む）